

第36回

大網白里市農業委員会総会議事録

令和4年4月7日（木）

農村環境改善センター 農事研修室

第36回大網白里市農業委員会総会議事録

- 1、開催日時 令和4年4月7日(木)
- 2、開催場所 農村環境改善センター農事研修室
- 3、招集者 大網白里市農業委員会会長 布施和彦
- 4、出席委員(15名)

1番	加藤岡一弘	3番	中村和敏
4番	積田敏春	5番	川嶋一美
6番	林千佳夫	7番	榎澤正治
8番	板倉小百合	9番	内海亮一
10番	梅原英男	11番	若菜義人
13番	齋藤重幸	14番	布施和彦(会長)
15番	鵜澤英夫(職務代理者)	16番	今関喜明
17番	蔭山秀男		
- 5、欠席委員(2名)

2番	内山充弘	12番	志賀典夫
----	------	-----	------
- 6、議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 会議書記の指名
 - 第3 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について
(整理番号1)
 - 第4 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
(整理番号1)
 - 第5 議案第3号 大網白里市農用地利用集積計画の作成について
(利用権設定)
 - 第6 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
(整理番号1～2)
 - 第7 報告第2号 軽微な農地改良の届出について
(整理番号1)
 - 第8 報告第3号 農地の転用事実に関する照会について
(整理番号1～2)

第9 報告第4号 転用事実確認証明について

(整理番号1)

7、農業委員会事務局職員

事務局長	米倉正美	主査	千葉利憲
主任書記	戸田久子	主任書記	酒井総

◎開 会

○議長 それでは、ただいまから第36回大網白里市農業委員会総会を開会いたします。

出席委員数は17名中15名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

また、本日、志賀典夫委員、内山充弘委員から、所用のため欠席の旨の連絡がありました。

なお、齋藤重幸委員からは、遅れるということの報告がありました。

(午後 3時06分)

◎議事録署名委員の指名

○議長 それでは、日程第1、議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。

議事録署名委員は議長において指名することに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議ないものと認め、指名いたします。

若菜義人委員、鶴澤英夫委員の両名をお願いいたします。

◎会議書記の指名

○議長 次に、日程第2の会議書記は、事務局職員の千葉主査を指名いたします。

◎議案第1号(整理番号1)

○議長 次に、日程第3、議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

それでは、事務局から議案第1号、整理番号1の案件について、説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明申し上げます。

議案書の1ページをご覧ください。

整理番号1、南今泉字小山、地目が畑の1筆、370平方メートルを専用住宅用地へ転用するものでございます。申請者は議案書のとおりでございます。

申請地に隣接いたします地目が宅地の土地を含みます全体の建築計画面積は、444.16平方メートルになります。

申請地につきましては、別添の図面資料でございます①をご覧くださいまして、その中に1-1と示す箇所でございます。

建築計画につきましては、別添の詳細資料になります。1ページから13ページまででござ

います。

計画の概要につきましては、軽量鉄骨造2階建ての専用住宅1棟、建築面積は71.74平方メートル、それに加えて、駐車スペースとして42平方メートルを設けるものでございます。

事業を行う理由といたしましては、現在、申請者はアパートに居住されており、手狭なため、戸建て住宅の建築を計画されたとのことでございます。

続きまして、農地転用許可基準の立地基準でございます。

申請地は、農振農用地区域外の第1種農地に該当すると考えられ、原則として許可することができない農地になりますが、例外的な許可要件でございます住宅その他、申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活または業務上必要な施設で、集落に接続して設置するものに該当するものと考えられます。

続きまして、一般基準でございます。

初めに、農地転用目的の確実性につきましては、金融機関から借り入れて賄う資金計画でございまして、融資先の金融機関が発行した住宅ローン事前審査結果のお知らせ、そのほか、配偶者からの融資証明書も添付されておりますことから、実現性に支障ないものと考えられます。

次に、農地転用行為の妨げとなる権利につきましては、公簿を確認したところ、支障ないものと考えられます。

次に、周辺農地の営農条件への支障が生じるおそれにつきましては、当該計画では埋立てを行わず、整地のみを行うものでございますことから、土砂の流出などを発生するおそれはないものと考えられます。

次に、排水施設の有する機能への支障が生じるおそれにつきましては、汚水及び雑排水の排水計画は、新たに設置いたします合併浄化槽を経由いたしまして、雨水とともに南側の水路に放流する計画として、当該土地改良組合の排水同意書が添付されております。

これらのことから、周辺の農地に係る営農条件に支障を生じるおそれはないものと考えられます。

最後に、他法令との関係につきましては、都市計画法の開発行為許可申請等、必要な関連手続きの申請書類の写しが添付されているところでございます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま事務局から議案説明がありました。関連して、担当委員の方から調査報告

をお願いいたします。

それでは、整理番号1の案件について、加藤岡一弘委員、よろしく申し上げます。

○加藤岡委員 それでは、議案第1号、整理番号1について調査報告を行います。

内容は事務局の説明のとおりです。

4月4日に代理人に詳細を電話にて伺い、5日に申請地にて、齋藤委員と現地確認をいたしました。申請者は都合がつかず、申請地の隣に住んでいる申請者の母親に内容を確認いたしました。申請者は、将来母親の面倒を見る予定で、隣に住宅を建てたいということでした。

申請書類など調べており、何ら問題ないと思いますので、委員の皆様の慎重なる審議をよろしくをお願いいたします。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

これより、議案第1号、整理番号1について質疑に入ります。

希望者はありますか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 よろしければ、質疑を終結し、議題に供しております議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について、整理番号1について採決いたします。

議案第1号、整理番号1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号1は原案のとおり決定されました。

よって、議案第1号、整理番号1につきましては、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

(13番 齋藤重幸委員 入室)

◎議案第2号(整理番号1)

○議長 次に、日程第4、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

それでは、事務局から議案第2号、整理番号1について、説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明を申し上げます。

議案書の2ページをご覧ください。

整理番号1、申請地は清水字傍示土、現況地目が畑の2筆、合計面積1,501平方メートルに賃借の地上権を設定し、太陽光発電施設用地に転用しようとするものでございます。

権利者及び義務者は、議案書のとおりでございます。

計画位置につきましては、別添の図面資料の②をご覧くださいまして、2-1と示す箇所でございます。

計画の詳細につきましては、別添の詳細資料の14ページから30ページになります。

計画の概要につきましては、太陽光発電パネルを270枚設置するものでございます。

事業を行う理由といたしましては、周囲に建物等の障害物がないことから太陽光発電に適した土地であり、事業収支が見込めることにより計画されたとのことでございます。

続きまして、農地転用許可基準の立地基準でございます。

申請地は、農振農用地区域外の第2種農地に該当すると考えられます。

続きまして、一般基準でございます。

初めに、農地転用目的実現の確実性につきましては、全額を自己資金で賄う資金計画となっております。

次に、周辺農地の営農条件への支障が生じるおそれにつきましては、当該地の高低差がないことによりまして、埋立てを行わず、整地のみを行うものでございますことから、土砂の流出などを発生させるおそれはないものと考えられます。

次に、雨水排水につきましては、地下へ浸透する計画となっております。

これらのことから、周辺の農地に係る営農条件に支障を生じるおそれはないものと考えられます。

最後に、他法令との関係につきましては、大網白里市太陽光発電設備の設置及び管理に関するガイドラインに従いまして、担当課から事前協議終了通知書が交付されており、その写しが添付されておるところでございます。

すみません、説明に漏れがございました。

転用行為の妨げとなる権利につきましては、公簿により確認したところ、支障はないものと認められます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま事務局から議案説明がありましたが、関連して、担当委員の方から調査報告をお願いいたします。

それでは、整理番号1の案件について、板倉小百合委員、よろしく願いいたします。

○板倉委員 議案第2号、整理番号1について、調査報告を申し上げます。

理由としては事務局の説明のとおりです。

権利者には遠方なので、電話にて4月1日に調査を行い、義務者には4月2日、内山委員と共に申請地で調査を行いました。

権利者、義務者は、共通の知人である太陽光発電の仲介事業者の紹介で知り合ったそうです。

権利者は太陽光発電を行うため、管理や設備投資の費用対効果に適した10アール以上の土地を探していたところ、申請地を仲介事業者に紹介されて、条件が調ったことから話が進み、今回の申請に至ったとのことでした。

義務者は、施設園芸と水稲を中心に行っている農家です。申請地は、以前より農作物は作らず、維持管理をしていたそうです。今後、ほかの方に管理をしてもらいたい考えがあり、仲介事業者に相談をして、今回の申請に至ったと話されておりました。

権利者、義務者とも、申請内容について間違いがないということでした。

また、周辺農地は義務者所有の土地が多く、近くに住宅もなく、事業を行っても影響がないものと思われれます。

問題はないと思われれますが、皆様の慎重なる審議をお願いいたします。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

これより、議案第2号、整理番号1について質疑に入ります。

希望者はありますか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 よろしければ、質疑を終結し、議題に供しております議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、整理番号1について採決いたします。

議案第2号、整理番号1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第2号、整理番号1は原案のとおり決定されました。

よって、議案第2号、整理番号1につきましては、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

◎議案第3号（利用権設定）

○議長 次に、日程第5、議案第3号 大網白里市農用地利用集積計画の作成についてを議題といたします。

なお、本日審議いただく整理番号7の案件は板倉小百合委員が、整理番号8の案件は今関喜明委員が、大網白里市農業委員会会議規則第10条の規定による議事参与の制限に該当しますので、当該案件を審議する際には退室していただくことになります。

つきましては、整理番号1から6の案件を先行して審議をお願いしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議ないとのことでございますので、事務局から議案第3号、整理番号1～6について説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明を申し上げます。

議案書の3ページをご覧ください。

本案は、農業経営基盤強化促進法に基づきまして、大網白里市長から農業委員会長に意見を求められたものでございます。

議案書4ページ、利用権設定総括表をご覧ください。

利用権の設定を受ける者は6人、利用権の設定をする者は8人、利用権の設定をする農用地の筆数及び面積は、田が37筆で面積5万2,099平方メートル、畑が1筆で面積1,705平方メートル、田と畑の合計面積は5万3,804平方メートルでございます。

次に、議案書の5ページをご覧ください。

利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等でございます。

次に、議案書の6ページをご覧ください。

農用地利用集積計画でございます。

今回の契約種別は、新規が4件、更新が4件の8件でございます。そのうち、整理番号1から6までの所在地名の大字、地目及び筆数、合計面積、設定期間、対価の支払い、契約種別の順に説明をさせていただきます。

なお、借受人と貸付人の住所、氏名及び備考につきましては、議案書のとおりでございます。

整理番号1、四天木、田が10筆、1万8,901平方メートル、6年、物納、10アール当たりコシヒカリ1等米90キログラム、新規。

整理番号2、南今泉及び四天木、田が3筆、6,659平方メートル、6年、物納、10アール当たりコシヒカリ1等米90キログラム、新規。

続きまして、議案書7ページをご覧ください。

整理番号3、清名幸谷、田が4筆、3,119平方メートル、10年、金納、10アール当たり1万1,000円、更新。

整理番号4、大網、田が7筆、6,166平方メートル、1年、金納、10アール当たりコシヒカリ1等米30キログラム相当額、更新。

続きまして、議案書の8ページをご覧ください。

整理番号5、富田、畑が1筆、1,705平方メートル、2年10か月、金納、10アール当たり1万円、更新。

整理番号6、駒込、田が6筆、5,218平方メートル、6年、物納、10アール当たりコシヒカリ1等米90キログラム、更新。

以上が、整理番号1から6までにつきましては、農業従事者日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと認められます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま事務局から議案説明がありましたが、関連して、新規契約の利用権設定案件について、担当委員の方から調査報告をお願いいたします。

なお、契約が更新の案件につきましては、調査報告は省略させていただきます。

それでは、整理番号1から2の案件について、借受人が同一人であることから一括して、川嶋一美委員、よろしくをお願いいたします。

○川嶋委員 それでは、整理番号1と2についてご報告します。

内容は事務局の説明のとおりです。

4月4日に、借受人、貸付人ともに話を聞きました。今までは整理番号1の貸付人が、自らの田と、申請地でもある整理番号2の貸付人の田を耕作していましたが、腰を悪くして、また高齢でもあるため、毎年、田のあぜ塗りを頼んでいた借受人に今後の耕作をお願いしたとのことでした。借受人は経営規模の拡大を図っており、貸付人の依頼を了承したとのことでした。

借受人は設備機械もそろっており、問題がないと思いますが、委員の皆様の慎重審議のほど、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

整理番号1から6について、一括して質疑に入ります。

希望者はありますか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 よろしければ、質疑を終結いたします。

続きまして、整理番号7の案件について審議に入りますが、板倉小百合委員は議事参与の制限に該当しますので、ここで退室をお願いいたします。

(板倉小百合委員 退室)

○議長 それでは、事務局から整理番号7について、説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明申し上げます。

議案書の9ページをご覧ください。

整理番号7の所在地名の大字、地目及び筆数、合計面積、設定期間、対価の支払い、契約種別の順に説明をさせていただきます。

なお、借受人と貸付人の住所、氏名及び備考につきましては、議案書のとおりでございます。

細草、田が5筆、1万414平方メートル、6年、物納、10アール当たりコシヒカリ1等米60キログラム、新規。

以上、整理番号7につきましては、農業従事者日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと認められます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま事務局から議案説明がありましたが、関連して、担当委員の方から調査報告をお願いいたします。

それでは、整理番号7の案件について、中村和敏委員、よろしくをお願いいたします。

○中村委員 内山委員が、今日欠席ということで、調査報告を代読させていただきます。

それでは、議案第3号、整理番号7について、調査報告を申し上げます。

内容については事務局の説明のとおりです。

貸付人、借受人には4月2日、電話にて調査を行いました。貸付人に聞きますと、昨年、作付を行っていた方が営農できなくなり、田を戻されてしまい、新たに作付けを行う方を探していたところ、近所である借受人に相談して、作付けを引き受けてくれることになったそうです。借受人も、面積もまとまっていて管理もしやすく、経営面積を増やしたい考えがあ

ったため、今回の申請に至ったと話されていました。

借受人は認定農業者で、機械・施設も整っており、何ら問題はないと思われませんが、慎重なる審議、よろしくお願いします。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

これより、整理番号7について質疑に入ります。

希望者はありますか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 よろしければ、質疑を終結いたします。

ここで、板倉小百合委員を入室させてください。

(板倉小百合委員 入室)

○議長 続きまして、整理番号8の案件について審議に入ります。

整理番号8の案件は、今関喜明委員が議事参与の制限に該当しますので、ここで退室をお願いいたします。

(今関喜明委員 退室)

○議長 それでは、事務局から整理番号8について、説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明を申し上げます。

議案書の9ページをご覧ください。

整理番号8の所在地名の大字、地目及び筆数、合計面積、設定期間、対価の支払い、契約種別の順に説明をさせていただきます。

なお、借受人と貸付人の住所、氏名及び備考につきましては、議案書のとおりでございます。

富田、田が2筆、1,622平方メートル、6年、物納、10アール当たりコシヒカリ1等米60キログラム、新規。

以上、整理番号8につきましては、農業従事者日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと認められます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま事務局から議案説明がありましたが、関連して、担当委員の方から調査報告をお願いいたします。

それでは、整理番号8の案件について、鵜澤英夫委員、よろしくお願いいたします。

○鶴澤委員 農用地利用集積計画、整理番号8の調査報告を申し上げます。

申請理由については事務局の説明のとおりです。

4月3日に借受人に会い、調査してまいりました。借受人の説明によりますと、十数年、種まき及び田植、そして刈取り、調整まで行っておりましたとのことでした。貸付人は、水管理、草刈り、追肥、そして除草等の管理をしておりましたが、高齢となりつらくなってきたことから、今年から全て耕作していただきたいと依頼され、耕作することになったとのことでした。後に貸付人に電話で確認しましたところ、間違いのないとのことでした。

なお、借受人は認定農業者で問題ないと思います。

委員の皆様の慎重審議、よろしくお願いいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

これより、整理番号8について質疑に入ります。

希望者はありますか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 よろしければ、質疑を終結いたします。

整理番号7の案件について、板倉委員は議事参与の制限に該当しますので、再度ここで退室をお願いいたします。

(板倉小百合委員 退室)

○議長 それでは、議題に供しております議案第3号、整理番号1～8について、一括して採決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議ないものと認め、一括して採決いたします。

それでは、議題に供しております議案第3号 大網白里市農用地利用集積計画について、整理番号1～8の案件について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第3号、整理番号1～8の案件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

ここで、板倉小百合委員、今関喜明委員を入室させてください。

(板倉小百合委員、今関喜明委員 入室)

◎報告第1号～報告第4号

○議長 次に、日程第6、報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、日程第7、報告第2号 軽微な農地改良の届出について、日程第8、報告第3号 農地の転用事実に関する照会について、日程第9、報告第4号 転用事実確認証明についてを一括して報告いたします。

報告事項に係る質疑、発言等につきましては、報告事項が終了した後に一括して行うことといたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明申し上げます。

初めに、報告第1号を説明させていただきます。

議案書の10ページ及び11ページをご覧ください。

届出は2件でございます。各農地の所在地及び届出者は、議案書に記載のとおりであり、いずれも相続による所有権の取得でございます。

届出書類は調べておりましたので、受理をいたしました。

次に、報告第2号を説明させていただきます。

議案書12ページをご覧ください。

届出は1件でございます。内容は、市街化調整区域内にある農地に盛土を行うものでございます。農地の所在地及び土地所有者は、議案書に記載のとおりでございます。

届出書類が調べておりましたので、受理をいたしました。

次に、報告第3号を説明させていただきます。

議案書の13ページをご覧ください。

法務局から2件の照会があり、農業委員及び推進委員と共に現地確認を行いました。その結果、整理番号1につきましては、住宅敷地の一部に使用されており、平成7年11月2日に撮影された航空写真でも同様の状態を確認できますことから、20年以上の経過による非農地として回答いたしました。

次に、整理番号2につきましては、2つの地番がございますが、上の地番は農地に使用されており、下の地番は住宅敷地の一部に使用されておりました。平成7年11月2日撮影の航空写真におきましても同様の状態が確認できましたことから、上の地番につきましては農地、下の地番につきましては20年以上の経過による非農地として回答いたしました。

次に、報告第4号を説明させていただきます。

議案書の14ページをご覧ください。

願い出は1件でございます。

本証明は、農地法第4条または第5条の許可後、もしくは受理通知の後、法務局へ地目変更登記を申請するに当たりまして、目的どおりに転用したことについて、農業委員会の証明を受けるものでございます。

申請地につきまして、農業委員及び推進委員と共に現地を確認した結果、整理番号1につきましては、目的どおりに介護福祉施設用地に転用されておりましたので、事実と相違ない旨の通知を行いました。

農地の所在地及び申請者につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

○議長 事務局から報告第1号から第4号まで説明が終了しましたので、質疑等のある方は挙手をお願いいたします。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 特に発言がないようですので、日程第6から日程第9までの報告事項を終わります。

それでは、この際ですから、ほかにご意見、連絡等があれば、各委員または事務局からお願いいたします。

事務局、お願いします。

○事務局 事務局から2点、連絡事項があります。

まず、1点目は、第23期に選任等される農業委員及び推進委員の方への連絡事項になります。

来週11日開催の第1回農業委員会臨時総会については、本日着用していただいている委員章、いわゆるバッジのお忘れがないようにお願いします。

なお、推進委員から農業委員に選任される方は、臨時総会当日にバッジをお渡しします。

また、農業委員会キャップ、ダレスバッグについても引き続きお使いくださるよう、重ねてお願いします。

2点目は、農業委員及び推進委員の報酬についてになります。

農業委員及び推進委員の改選に伴い、今期第22期をもって退任される農業委員及び推進委員の方におかれましては、日割りで報酬を計算することになります。毎月18日頃にお支払いしているところですが、4月分につきましては28日の振込を予定しております。

連絡事項は以上でございます。

○議長 ただいま事務局からの連絡事項で、質疑のある方は挙手をお願いいたします。
よろしいですか。

(発言する者なし)

○議長 臨時総会については、新規の方はバッジ、バック、キャップは配付するけれども、今までの方は継続して、それを使ってくださいということによろしいですか。

それから、日当については日割り計算で、4月18日から28日になるということですね。

以上ですね。

それでは、ほかにございませんか。

(発言する者なし)

◎閉 会

○議長 なければ、本日予定していた日程は全て終了いたしました。

慎重審議いただき、ありがとうございました。

これをもちまして、第36回大網白里市農業委員会総会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

(午後 3時44分)

上記会議の顛末を録し相違ないことを証するためここに署名する。

令和4年 4月 7日

農業委員会長

布施和彦

署名委員

若菜義人

署名委員

鴫澤英夫